

総務省告示第百八十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を次のように指定する。

令和元年九月二十七日

総務大臣 高市 早苗

次の表の上欄に掲げる電気通信事業者がそれぞれ設置する同表の下欄に掲げる電気通信設備。

<p>株式会社NTTドコモ 沖縄セルラー電話株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 Wireless City Planning株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none">一 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の九の二第三項第一号の交換設備（ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものを除く。）二 施行規則第二十三条の九の二第三項第一号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備三 施行規則第二十三条の九の二第三項第二号の伝送路設備四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機五 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局六 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第二号から前号までに掲げるものを除く。）
---	--

コロコムニケーシヨンス株式会社

- 一 施行規則第二十三条の九の二第三項第一号ロの交換設備
- 一 施行規則第二十三条の九の二第三項第一号イの伝送路設備

附 則

- 1 この告示は、令和元年十二月二十四日から施行する。
- 2 平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべく電気通信設備を指定する件）は、廃止する。